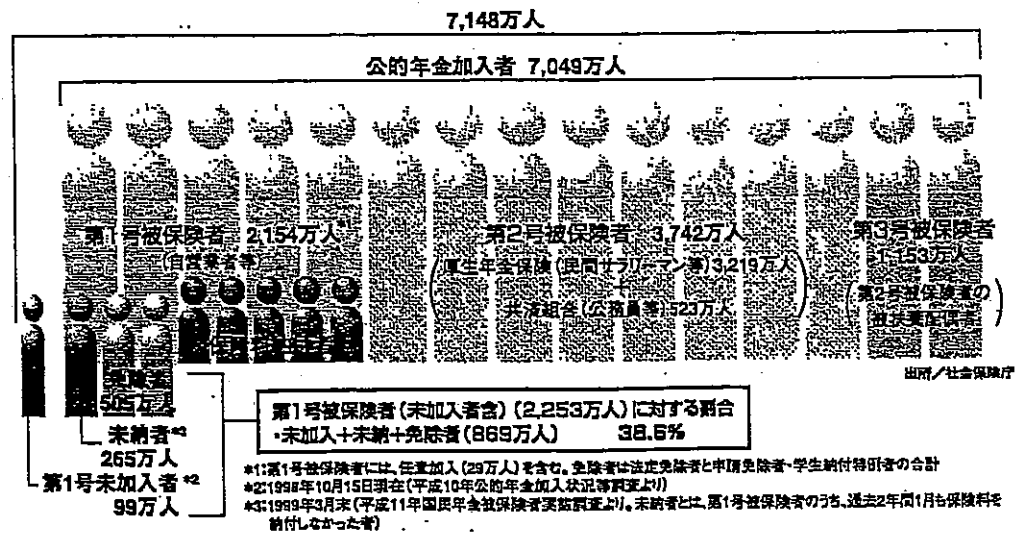


# 社会連帯のしくみで、安心の老後をみんなで支える年金制度

## 現状と課題

- 年金制度に対する不信心・不公平感が増大している。
  - 「将来、自分の年金はもらえないのではないか。」制度改革の度に、保険料が引き上げられ、年金額が削減される。このままでは、将来年金はなくなってしまうのではないか。
  - 「そもそも、自分は将来いくら年金がもらえるのか。」年金額の計算の仕方やこれまでの制度改革に関する経過措置など、制度が複雑すぎて、誰も自分の年金がわからない。
  - 「高齢者の方が得で、若い人は損。」本来、「世代と世代の助け合い」の社会連帯のしくみなのに、世代間の損得勘定だけが強調されている。
  - 「わたしは働いて保険料を払っているのに、専業主婦が保険料を払っていないのはおかしい。」ライフスタイルの違いにより、異なる負担と給付のあり方に不公平感が生じている。
- 「保険方式」では「皆年金」は達成されない。現在の制度では、専業主婦を除き、原則保険料を払わなければ年金がもらえないしくみとなっているため、「皆年金」とはなっていない。
- 年金制度を支える人が少なくなり、その分加入者の負担が増えている。
  - 「どうせもらえないなら、保険料を払いたくない。」本来、強制加入のはずなのに、保険料が自主納付の
- 国民年金では、保険料の不払いが約4割となっている。
  - 「会社の経営も大変だから、年金保険料を払う余裕はない。」年金保険料の事業主負担を逃れるため、厚生年金から脱退する企業が増加している。
  - 「同じ職場で働いているのに、パートだと厚生年金に入れない。」働き方の多様化で、現在の加入要件では厚生年金が適用されない雇用労働者も増加している。
- 制度運営の透明性に問題がある。
  - 「年金の運用では巨額の赤字を出しているらしい。」運用結果の責任を誰がとるかはっきりしないまま、市場運用の結果、大事な年金積立金が目減りしている（2001年度までの運用結果で約3兆円の累積赤字）。そもそも積立金が多すぎる（高齢化のピーク時で3～4年分）。
- 老後生活への不安が増大している
  - 「自分の老後生活はどうなるのか。」将来の年金の姿が明確でないため、老後生活への不安も強い。
  - 「定年後、年金がもらえるまで、どうやって生活しよう。」定年後の就労を希望する人すべての雇用が確保されないまま、年金の支給開始年齢の引上げが実施

空量化する国民年金（2011年9月末）



# 2025年の姿

- 年金制度に対する不公平感が解消され、信頼が回復している。
- ①基礎年金は全額税金でまかなわれており、保険料不払い問題が解消し、みんなで支える公平な制度になっている。
- ②社会連帯を基本とする「世代と世代の助け合い」のしくみについて、すべての世代で合意形成がされている。

●すべての人に基礎年金が支給されており、真の「皆年金」を実現している。

- ①所得にかかわらず、18歳以降5年以上日本に住んでいる人は、誰でも基礎年金を受給できる。

●年金制度が安定した持続可能な制度となり、安心して老後生活を送ることができる。

- ①基礎年金を税方式化することで、保険料負担は報酬比例年金の分だけの15%程度となり、十分負担可能な水準となっている。

- ②老後の生活費の基本部分が、公的年金で生涯にわたり保障（現役世代の手取り年収の55%）されており、安心して老後生活を送ることができる。そのため、基礎年金は7万円に引き上げられている。
- ③現役世代の年収と高齢世代の年金をそれぞれ税・社会保険料負担を除いた手取り額で比較しているため、経済的な変動に応じて、自動調整されるしくみとなっている。

●年金の積立金は、高齢化のピーク時でも1年程度であり、運用は元本確保・安定運用を基本としている。

### 《年金改革の姿》

- 2025年の望ましい年金改革の姿は「定額基礎年金+定率報酬比例年金」の「2階建て」方式
- ①定額と報酬比例の組み合わせで、現役時代の賃金格差が圧縮される。
- ②老後の格差拡大に歯止めが掛けられる。

### ■ 定額基礎年金+定率報酬比例年金の「2階建て」方式

報酬比例年金 10.3万円  
(40年間男子の全被保険者の平均額に相当する賃金を得た場合)

基礎年金+報酬比例年金=24.3万円  
(18歳以後40年日本に住居した場合)

#### 厚生年金の負担の内訳(2025年)

保険料率14.6% 賃金100万円の場合	厚生年金保険料 (報酬比例部分)
社会保険料 (現行の事業主負担相当分)	基礎年金 全額国庫負担 (税方式)
年金目的国庫債 (2025年度から制度)	
国庫負担1.2% (現行国庫負担1%)	

**給付水準:** 40年加入の片働き世帯モデルの場合、24万円(手取額21万円)  
 現役時代の手取り年収比で55%の手取り年金  
 ※平均的な受給額は23万円(手取り20万円)程度

**基礎年金:** 18歳以後40年日本に住居した場合 月額7万円  
 ※現行6.7万円を9千円(報酬比例部分の5%カット相当分)引き上げる

**報酬比例年金:** 賃金水準と加入期間に応じて支払われる(現行の年金算定方式に準じる)

### 三 党 合 意

年金制度改革に関し、下記の通り合意する。

#### 1. 社会保障制度の全般的見直しについて

- ① 衆議院と参議院の夫々の厚生労働委員会に「年金の一元化問題を含む社会保障制度全般のあり方に関する小委員会」を設置し、年金の一元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、平成19年3月を目途に結論を得て、随時実施を図るものとする。
- ② ①にあわせ、与野党により、平成16年から年金の一元化問題を含めた社会保障制度全般の一体的見直しのための協議会を設置し検討する。
- ③ 年金保険料については、社会保障全体の在り方の検討状況や経済社会情勢の変化などの事情を勘案して、必要に応じ検討を加えていくこと。
- ④ 上記を踏まえ、5月11日衆・本会議において政府案に別紙の付則を追加する修正を行う。
- ⑤ 衆・厚生労働委員会において、年金に関する委員会決議を行う。

#### 2. 年金の未納問題について

- ① 国民年金の未加入者及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じさせるものとする。
- ② 錯誤等による未加入、未納者について、今国会において一定条件の下で、事後納付できるようにするための法的措置を講ずるものとする。
- ③ 民間人から登用される大臣等について、今国会において、国家公務員共済年金に加入出来るよう政令改正を行うものとする。

自由民主党 幹事長

民 主 党 幹 事 長

公 明 党 幹 事 長

平 16. 9. 21  
総 15-2  
基小 18-2

平成 16 年 9 月

税制調査会海外調査報告  
(抄)

ドイツ、フランス、欧州委員会

税 制 調 査 会

## 税制調査会海外調査報告（ドイツ、フランス、欧州委員会）

### 【日程等】

#### 1. 日程

平成16年8月29日（日）～9月5日（日）

#### 2. 出張者

奥野 正寛	委員、金融小委員会小委員長
田近 栄治	委員
須藤 明裕	総務省自治税務局市町村税課課長補佐
細田 修一	財務省主税局税制第二課課長補佐

#### 3. 訪問先

【ドイツ】 連邦財務省、リュールupp・ダルムシュタット工科大学教授（政府社会保障委員会座長、五賢人委員会委員）、連邦社会保健省

【フランス】 経済財政産業省、ブービエ・パリ第一大学教授（政府税制調査会委員）、保健・社会保障省、MEDEF（フランス企業運動）、国民議会財務委員会

【ベルギー】 欧州委員会

### 【調査概要】

## ドイツ

### （1）公的部門の役割とその負担のあり方

○ ドイツでは、少子高齢化による社会構造の変化に加えて、90年代には旧東ドイツの統合、欧州市場の統合、欧州通貨同盟への参加など経済構造の大きな変化に直面することとなった。このような環境変化に対応するために、ドイツでは公的サービスとその負担のあり方について見直しを迫られ、財政収支の均衡と持続的な社会保障制度を維持するために改革が行われた。

○ 90年代に入り欧州市場の統合により経済の国際化が進展する中、ドイツは特に90年代後半にかけて失業率が非常に高くなり、雇用を阻害するような施策（労働に対する負担の強化）を取ることは困難な状況であった。一方で少子高齢化が進展しており、社会保障費用は増加する一方であった。また、90年代初めの景気後退時から財政赤字が拡大し、マーストリヒト条約に定められた経済収斂基準を満たすために、安定的な財政制度を構築する必要性もあった。

- このような状況にあつて、社会保障費用の財源として、社会保険料のような労働に係るコストをこれ以上引き上げるとは雇用に悪影響を与えるため困難であり、また国際競争力の維持の観点からは所得税や法人税に負担を求めることも困難であった。このため、税制面では、社会保険料の上昇を抑制するために、98年には付加価値税の1%引上げ、99年には環境関連税制の拡充により負担を求め、社会保障費用に充てることとされた。
  
- 2001年の年金改革では、ドイツの公的年金制度は社会保険方式であり税財源による補助では根本的な財源不足の解決にはならないとの認識の下、持続的な公的年金制度を維持するために給付を引き下げる方向へ政策を明確に転換し、2004年に導入された持続可能性要素（人口変動要素の反映）等によって給付の調整を行いつつ、今後公的年金の給付水準を引き下げていくこととされた。
  
- 今後給付水準が下がる部分については、リースター年金等の私的年金にインセンティブを与え、自助努力を奨励することにより補完することを目指しているとの説明があつた。公的年金への課税については、拠出時非課税、給付時課税とすることにより、高齢者からも負担を求める制度へと改革を進めることとなつた。

## 【聴取内容等】

以下は、今回の海外調査の訪問先において聴取した内容を出張者の責任において取りまとめたものである。参考までに □ 書きで訪問先を記している。

## ドイツ

### (1) 公的部門の役割とその負担のあり方

#### <社会保障制度の概要>

- ・ 職域別で社会保険料が主な財源、公的年金は賦課方式を採用。
- ・ 公的年金は、数次の改革により、給付水準の引下げ、保険料水準の抑制を実施。医療保険は、総枠予算制の導入、入院診療報酬制度の改革等を実施。
- ・ 1990年代後半、保険料負担の上昇を抑えるため、付加価値税の引上げ、環境関連税の創設・引上げを実施し、公的年金の財源に充当。
- ・ 国民負担率は55.3% (2001年現在) (日本：35.5% (2004年))。

#### (社会保障制度)

- ・ ドイツでは1970年代から少子化が進み、現在出生率は1.40程度である。また平均寿命も伸びており、平均の公的年金の給付期間は1960年頃には10年であったのが、2002年には16.5年と6割も伸びている。【連邦社会保健省】
- ・ 日本が一番高齢化が進んだ国だが、ドイツは今後30年間で最も高齢化が早く進む国である。少子高齢化は社会保障制度だけでなく教育政策や家庭政策など幅広い分野に影響を与えるが、最も影響が大きいのが年金制度である。【リユールupp教授】
- ・ 悪化を続ける公的年金財政に対しては給付面の改革と保険料の引上げによって対応してきたが、現在では毎年制度の見直しを行わなければ給付と負担の均衡を確保できない状況となっている。しかし、経済の国際化が進み、ドイツ国内の失業率が高い中で、社会保険料の引上げなど雇用を阻害するような政策をこれ以上取るとは困難であった。【リユールupp教授、連邦社会保健省】
- ・ 1998年、99年には付加価値税の引上げや環境関連税の増税による増収を公的年金制度に充て保険料の上昇を抑制した。しかし、税財源による公的年金への補助は一時的には保険料負担を抑制することにより雇用の促進に役立ったが、根本的な財源不足に対応するものではない。また、ドイツの公的年金システムは社会保険方式であり、税財源による国庫補助は本来は馴染まない(現在公的年金の歳入の約3分の1程度の国庫補助(一般財源の充当)が行われているが、今後その割合を増やすつもりはない)。【リユールupp教授】
- ・ これまでの公的年金制度は生活水準を維持できるように給付水準を高く設定し、その給付に必要な保険料率を決定していたが、2001年の年金改革により、保険料の上限を設定し、その下で給付額を決定するという大きな政策転換を行った。【リユールupp教授】

- ・ 具体的には、保険料率（現在 19.5%）を 2020 年までは 20%以下、2030 年までは 22%以下に抑制し、現在可処分平均報酬の約 53%である可処分標準年金の給付水準を、2020 年までは 46%、2030 年までは 43%に引き下げることとした。【リユールツ教授、連邦社会保健省】
- ・ 給付水準が減少する部分については、リースター年金<sup>2</sup>等の私的年金を普及させることにより、自助努力によって補完してもらうことを目指している。【リユールツ教授、連邦社会保健省】
- ・ ドイツでは現行の支給開始年齢（65 歳）を段階的に 67 歳まで引き上げることが大きな議論となっており、2008 年までに検討することとなっている。公的年金の支給開始年齢の引上げといった公的年金制度について考える際には、所得分配の議論とともに、高齢者の職業訓練や資本の集約度を高めることによる生産性向上といった産業政策の観点も必要である。【リユールツ教授】

#### (年金課税)

- ・ 公的年金に対する課税については、これまでの拠出時：課税、給付時：非課税の現行制度から拠出時：非課税、給付時：課税への改革が進められている。具体的には、公的年金の保険料については 2005 年に 60%の所得控除を認め、その後 2025 年までに段階的に控除割合を 100%まで引き上げて非課税とし、公的年金の給付については 2005 年に 50%を課税とし、その後 2040 年までに段階的に課税割合を 100%まで引き上げ全額課税とする改革を進めている。これにより、高齢者にも給付に見合った負担を求める体制が整うことになり、社会保障を幅広い世代で負担しあうことになる。【リユールツ教授、連邦社会保健省】

#### (リースター年金)

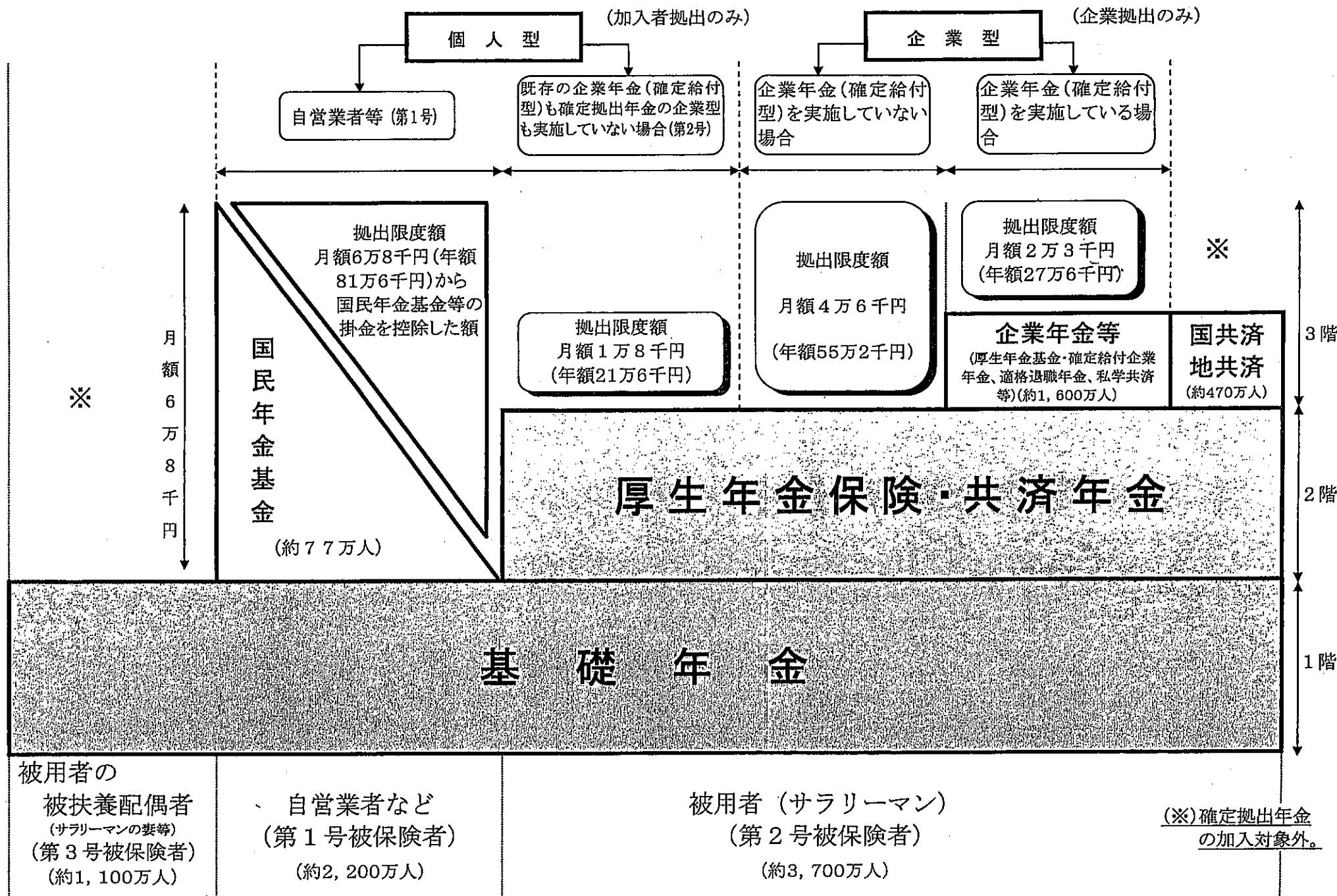
- ・ 公的年金改革にともなう給付カットの代償として、個人年金の積立に対する優遇策である、リースター年金が導入された。リースター年金は、給与等の 4%（2008 年以降、2002 年の 1%より段階的に引上げ）までを私的年金として積み立てた場合、引き出し等に条件があるかわりに拠出に対して補助を与えるものであり（所得控除または助成金のいずれか有利な方が適用される。<sup>3</sup>）、2001 年の年金改革によって創設された。助成額は子供を含む家族の数によって異なる。【連邦社会保健省】
- ・ 高齢者の年金所得（鉱山労働者を除く）を見ると、公的年金が占める割合が 85%と高く、残りの 5%を企業年金、10%を民間の年金が支えている。ドイツでは、公的年金以外の 15%の部分を、30%程度まで引き上げたいと考えている。【リユールツ教授、連邦社会保健省】
- ・ 今後公的年金の給付水準を引き下げていくにあたり、リースター年金などの私的年金を普及させたいが、リースター年金は当初の思惑通りには普及しておらず、普及促進策や義務化の是非について現在議論を行っている。【連邦社会保健省】

<sup>2</sup> 2001 年にヴァルター・リースター連邦社会保健大臣の下で成立した(2002 年 1 月より導入)。

<sup>3</sup> 所得控除は年間 2100 ユーロ、助成金は大人 154 ユーロ・子供 185 ユーロの上限あり（一人当たり、2008 年以降、2002 年より段階的に引上げ）。



# 確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



## 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ (平成16年10月施行)

公的年金制度の改革に合わせて、確定拠出年金の普及を図るために、公的年金の給付水準の見直し、長期的な運用利回りの低下傾向を踏まえ、拠出限度額を引上げ。

● 企業型	(改正前)	(改正後)
・ 他の企業年金がない場合	月額 3.6 万円	月額 4.6 万円
・ 他の企業年金がある場合	月額 1.8 万円	月額 2.3 万円
● 個人型	(改正前)	(改正後)
・ サリマン(企業年金がない場合)	月額 1.5 万円	月額 1.8 万円